平成２７年（フ）第１４７号
北海道札幌市北区屯田６条１丁目５―19、住民票上の住所北海道札幌市中央区大通東２丁目８番地５　プレジデント札幌ビル1006号
債務者　寺下　敦子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１６５号
山梨県南巨摩郡南部町万沢5515番地１
破産者　望月　博司
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
山梨県南巨摩郡南部町万沢5515番地１
破産者　望月八重子
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
山梨県南巨摩郡南部町万沢5515番地１
破産者　望月　悦子
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
山梨県韮崎市若宮２丁目15番37号　ハイツふかさわ201号
破産者　那波　新平
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳1010番地
破産者　末永　勝利
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４４９号
神奈川県厚木市緑ヶ丘３丁目３番２―204号
破産者　櫻井　信子
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７号
奈良県香芝市上中1183番地５　アシビハイツ12―403号
破産者　戸田　誠二
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８７６号
札幌市中央区南６条西９丁目1019番地12　札幌第１パークハイツ515号
破産者　葛西　里香
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４号
岩手県滝沢市室小路656番地11
破産者　川村　　久
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５０号
茨城県桜川市真壁町東矢貝321番地２
破産者　島田　定一
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２６１号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目466番地７、開始決定時の住所栃木県下都賀郡野木町大字野渡916番地４
破産者　橋本　行弘
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１０１号
茨城県古河市下片田754番地18
破産者　宮本みつ子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４６２号
さいたま市岩槻区大字上野231番地１　赤坂レジデンス101号室、旧住所さいたま市岩槻区仲町１丁目４番４号　エクセランフルールさくら307号室
破産者　安瀬　周一
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
川崎市川崎区池上新町３丁目２番２号
破産者　下村　正信
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
川崎市高津区子母口512番地　ステイツ武蔵新城　305
破産者　山田　雄介
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
福井市江守中町第１号15番地７
破産者　鴨田　朋輝
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
福井県勝山市毛屋町704番地
破産者　多田左官工業こと　多田　寅次
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係